

議案第 28 号

佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例
佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成31年佐倉市条例第
8号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「(法)」を「若しくは第4項（これらの規定を法）」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。